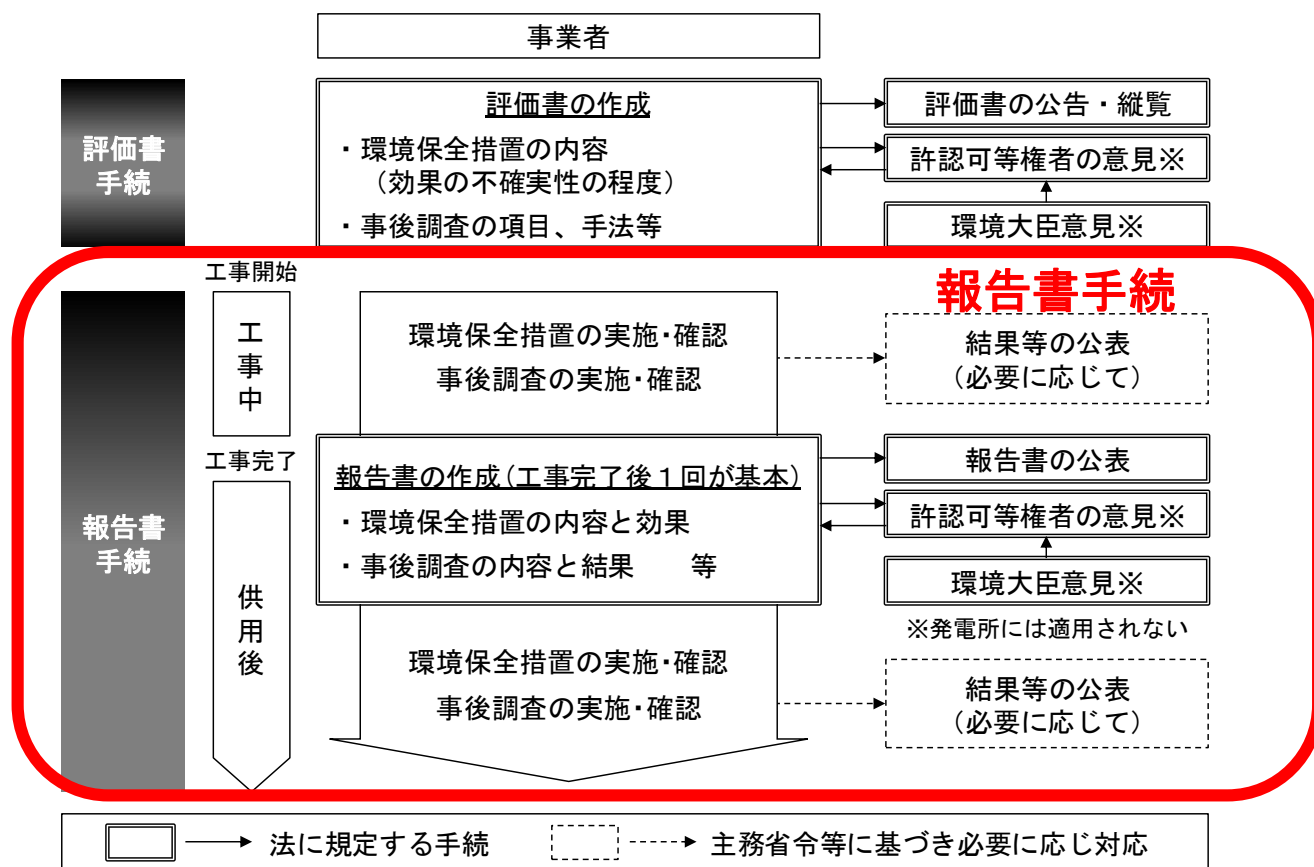


環境影響評価法における報告書の 作成・公表等に関する考え方の概要

「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(平成29年3月21日公表)

環境影響評価法における報告書手続の概要

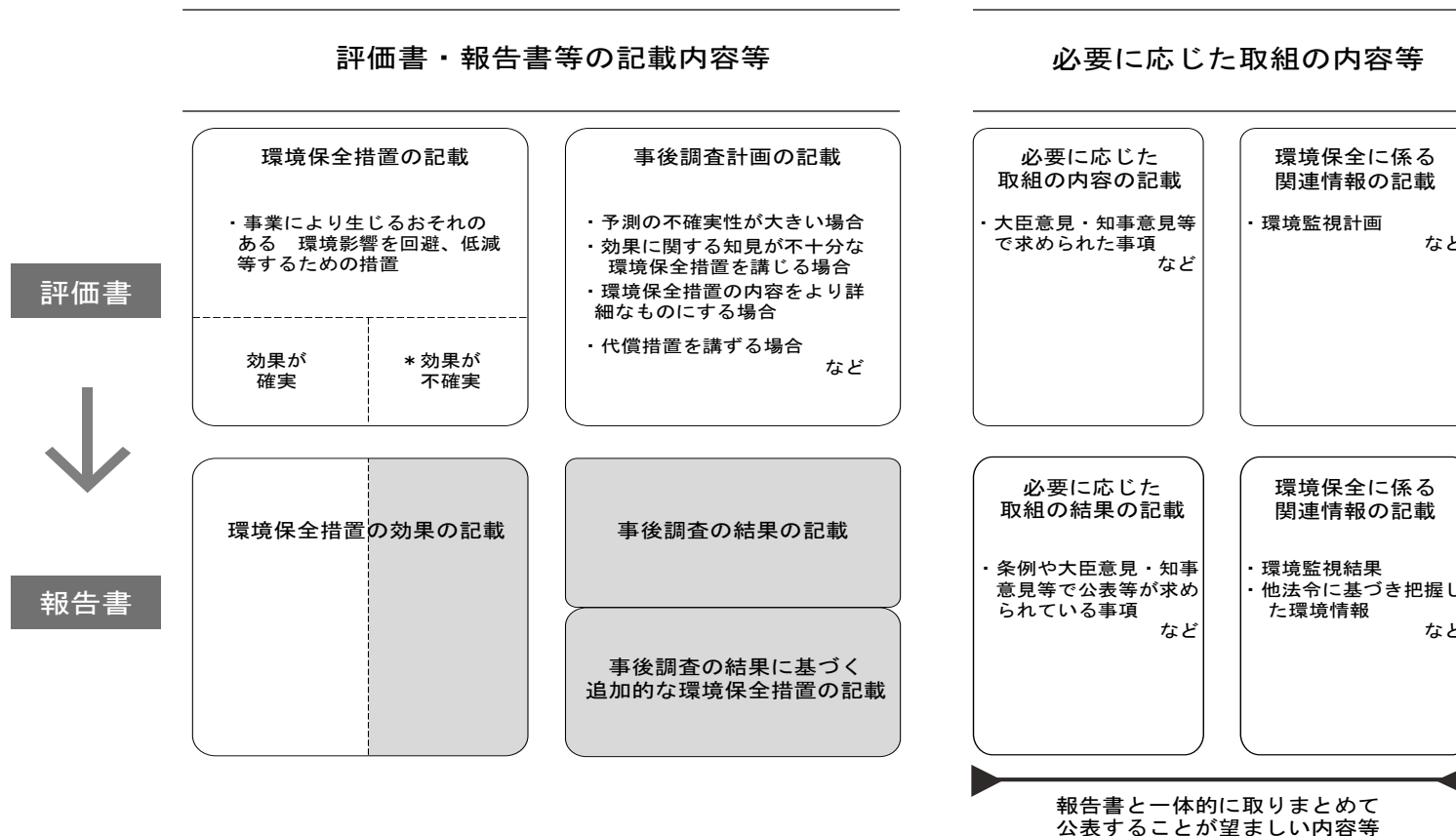
- ◆ 報告書手続は、平成23年4月に改正環境影響評価法で新設。
- ◆ 事業者は、評価書の環境保全措置のうち効果が不確実なものや事後調査の結果などを、報告書に取りまとめ、公表。
- ◆ 本規定に基づく報告書の作成・公表等が想定される時期となったため、報告書の作成に当たって実務上の参考となる考え方や留意事項等を取りまとめた。



報告書の作成等の手続の概要

環境影響評価法における報告書の範囲

- 評価書で環境監視の対象とした項目や、事業者が必要に応じて収集している環境情報などの様々な環境情報を、報告書と一体的に公表することは、事業全体の包括的な理解の促進につながると考えられる。
- また、同じ事業について、法律と条例の両方で報告書の作成・公表等に関する手続きが求められる場合には、両方の記載内容を盛り込んだ報告書を一体的に作成することが、事業の包括的な理解の促進の観点から望ましく、事業者の負担軽減になる可能性がある。



環境影響評価法に規定されている報告書の範囲

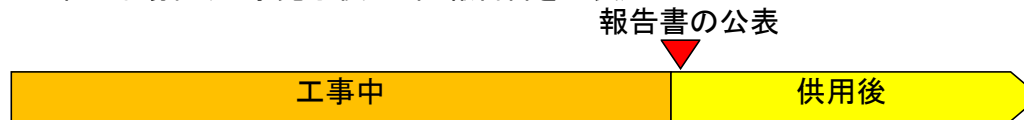
* 「効果が不確実」とは、「回復することが困難であるため、その保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でない環境保全措置」をいう

報告書の作成時期

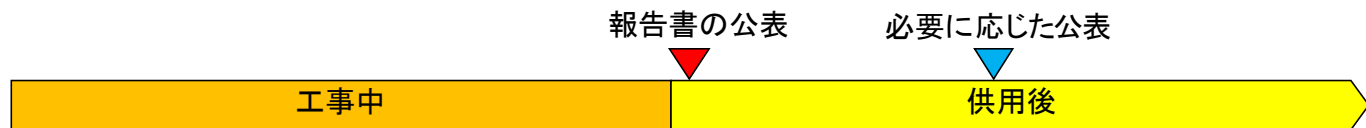
- ・ 報告書は、工事が完了した段階で1回作成することが基本。
- ・ 報告書とは別に、必要に応じて、工事中や供用後に、環境保全措置や事後調査の結果等を公表することが考えられる。

報告書及び環境保全措置の結果等の公表の時期の例

- 基本的な場合(工事完了後に1回報告書を公表)



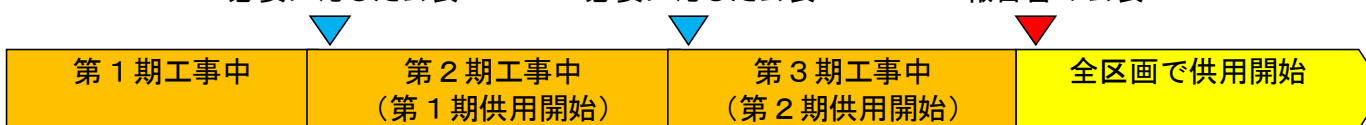
- 環境保全措置の効果が確認されるまで時間がかかる場合
(工事完了後に1回報告書を公表、必要に応じて供用後に環境保全措置の結果等を公表)



- 工事が長期間に及ぶ場合(必要に応じて工事中に環境保全措置の結果等を公表)



- 一連の工事が段階的に実施され、順次供用が開始される場合



注: 状況に応じて「必要に応じた公表」が「報告書の公表」となる場合も考えられる。

報告書の公表 : 環境影響評価法に基づき作成された報告書の公表を指す。作成した報告書については、公表と併せて許認可等権者に送付し、手続を行う。

必要に応じた公表: 主務省令や基本的事項等に基づき、必要に応じて工事中や供用後に行う環境保全措置や事後調査の結果等の公表を指す。

報告書の記載に当たっての主な留意事項等

- ◆ 本報告書においては、基本的事項や主務省令に規定されている報告書の記載事項について、その解説や記載に当たっての留意事項を整理した。
- ◆ 主な留意事項は以下のとおり。

記載事項	記載に当たっての主な留意事項
事業に関する基礎的な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用段階における環境保全措置などの実施主体の基礎情報も記載。 ・ 事業計画の変更が生じた場合は、その内容、経緯等を丁寧に記載。
事後調査の項目、手法及び結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事後調査の項目や手法などを追加・変更した場合は、その内容、経緯等を記載。 ・ 事後調査の結果が予測結果と異なる場合は、その原因を考察し、必要に応じ実施した追加的な事後調査等の結果等について別途公表。
環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全措置を追加・変更した場合は、その内容、経緯等を記載。 ・ 環境保全措置の効果が予測結果や目標と異なる場合は、その原因を考察し、必要に応じ実施した追加的な環境保全措置等の結果を別途公表する。
専門家の助言の内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて専門家等の助言を受けて、事後調査の結果などの確認や情報の補完を行うことが適当。その場合、専門家の所属機関の属性も記載。
報告書作成以降の環境保全措置等の計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書の公表時点で、それ以降に行う事後調査の計画等を記載できない場合（報告書への大臣意見等で環境保全措置の効果の確認等が求められた場合など）には、必要に応じて、その内容、経緯等を公表。
事業主体の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体と供用後の運営管理主体が異なる場合は、引継ぎの内容等をできるだけ具体的に記載。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境監視の結果等様々な環境情報も、報告書と一体的に公表することが望ましい。 ・ 報告書を作成しない場合でも、その旨を住民等に情報提供することが重要。

報告書の公表について

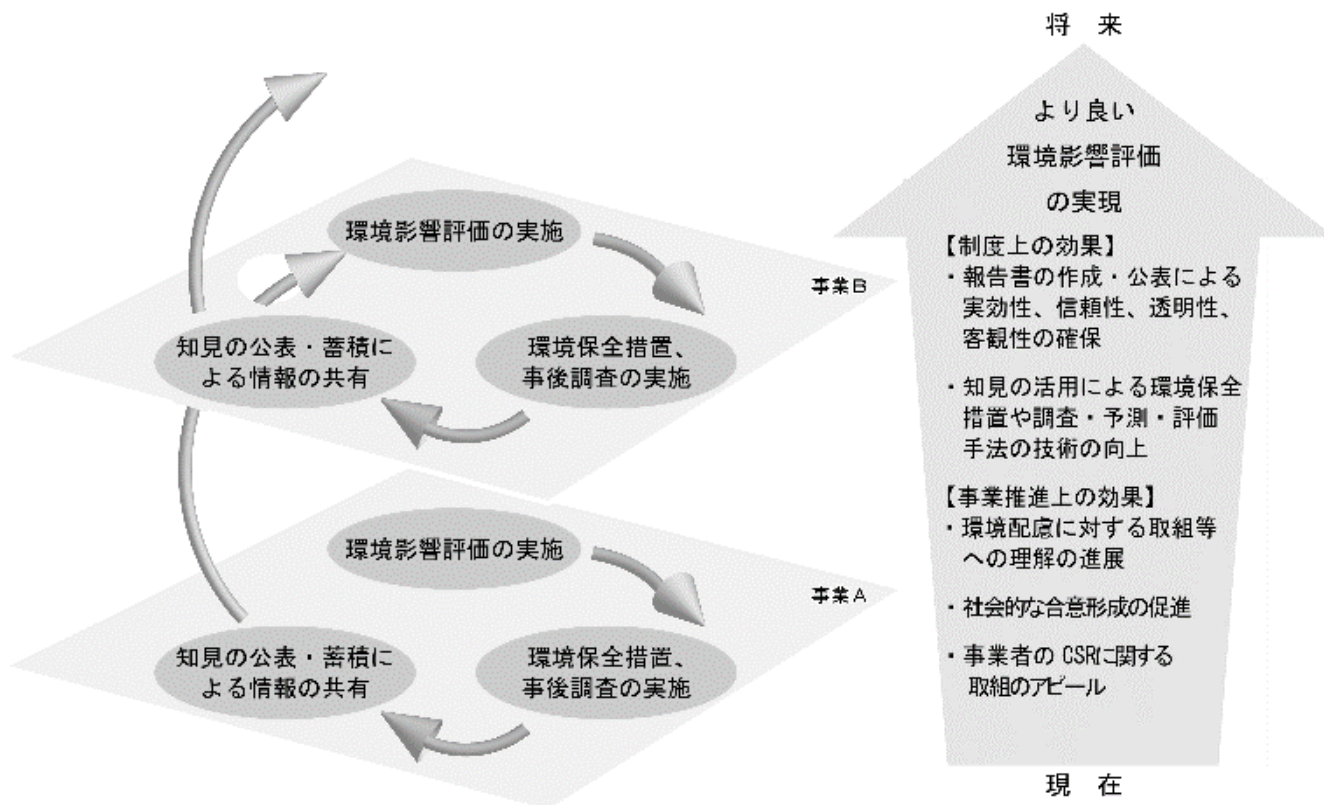
- ◆ 報告書の公表は報告書手続の根幹をなすもの。
- ◆ 十分な周知を図るため、書面での公表は30日間を目安として適切な期間を確保して行い、インターネットでの公表は、少なくとも事業実施期間中は継続することが望ましい。
- ◆ 評価書に記載された環境保全措置や事後調査に関する部分も、報告書に記載又は併せて公表することが望ましい
- ◆ 報告書の公表にあたっては、希少な動植物等に係る環境保全措置や事後調査の結果等に関して、適切な配慮を行うことが重要。

インターネット公表により、知見の共有・活用の促進



報告書の作成・公表等による効果

- ◆ 事業者と住民などの信頼関係の構築や、社会的合意形成の促進
- ◆ 事業者のCSRに関する取組を社会的にアピールする上でも重要
- ◆ 環境保全措置の効果等の知見の蓄積により、効果的な環境影響評価手法の採用が他事業でも可能に



- 対象事業への環境配慮の徹底と社会的な理解が促進
- よりよい環境影響評価の実現
- 事業者の社会的評価の向上